

国民健康保険

● 国保の高齢受給者証を送付

● 解雇や倒産による離職者の

国保税を軽減

● はり・きゆう・マツサージの 受療券を交付

4月1日から使う

国保の高齢受給者証を お送りします

国民健康保険高齢受給者証	
交付年月日 年 月 日	
番 号	
住所	
氏名	
氏名	
生年月日	年 月 日
交付開始日	年 月 日
有効期限	年 月 日
国保受給者証 に印鑑の捺印 を有する旨	見本

高齢受給者証

国保に加入している70歳～74歳のかたで、市が交付している「国民健康保険高齢受給者証」をすでにお持ちのかたに、4月1日(金)からお使い



いただく新しい受給者証を3月23日(水)に発送します。

今回お送りする受給者証は、7月31日(日)までお使いいただくものです。8月以降にお使いいただく受給者証は、平成22年中の所得により改めて自己負担割合を判定し、7月下旬にお送りします。

なお、70歳～74歳のかた(一定以上の所得があるかたを除く)の医療費の自己負担割合を1割から2割にする引き上げ措置の凍結は来年3月まで延長されます。このため、自己負担割合は1割のままです。

問い合わせ

国保年金課給付担当
☎(866)2098

解雇や倒産による 離職者の国保税を軽減

解雇や倒産などにより離職したかたで、次の要件①～⑤のすべてを満たすかたの国民健康保険税を軽減します。

● 軽減の要件

- ① 離職により新たに国保に加入する、または以前から国保に加入している
- ② 離職日の翌日時点で65歳未満
- ③ 平成21年3月31日以降に離職した
- ④ 雇用保険受給資格者証(※)の交付を受けた
- ⑤ 雇用保険受給資格者証の離職理由が、雇用保険法で定める「特定受給資格者(解雇、倒産など)」か「特定理由離職者(病気、出産、育児など)」に該当する

※雇用保険受給資格者証については、ハローワーク秋田へお問い合わせください。☎(864)4111

● **軽減内容** 平成22年度以降で離職日の翌日の属する年度とその翌年度の国保税額を算出するときに「前年中の給与所得」を本来の額の100分の30で計算します。

● 手続き

世帯主(家族の代理可)のかたが、軽減対象者の雇用保険受給資格者証(同時に国保に加入する場合は協会

けんぽなどの資格喪失証明書も)を持って、国保年金課3番窓口、土岐支所、西部市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所へどうぞ。

問い合わせ

国保年金課賦課担当
☎(866)2099

はり・きゆう・マツサージの 受療券を 交付します



秋田市国民健康保険に加入して左記に該当するかたが、はり・きゆう・マツサージを受けるとき、1回につき800円の受療費を助成する受療券を交付します。

● 対象

申請時に55歳～74歳で、申請前の国民健康保険税を完納しているかた

● 枚数

年度内、1人20枚綴りを2冊(1回の申請につき1冊を交付)

● 申請

受療券の申請は3月24日(木)から受け付けます。国民健康保険被保険者証を持って、国保年金課4番窓口、土岐支所、西部市民サービスセンタ

国民年金



学生納付特例制度

国民年金には、保険料の納付が困難な学生の支払いを猶予する「学生納付特例制度」があります。申請して承認を受けた期間の保険料は10年前までさかのぼって納めること(追納)ができ、追納した分は年金額に反映されます。また、追納がなくても年金を受けるための資格期間に算入されます。

対象

大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、厚生労働省令で定める各種学校に1年以上在学し、前年の所得が一定以下の学生・生徒

●窓口での手続きが不要な場合…平成22年度の申請書に在学予定期間を平成24年3月以降の日付で記入し、平成23年度も同一の学校に在籍するかた。申請書類は年金事務所から郵送されます

●新規の手続きが必要な場合…編入などにより在籍する学校が変わったかた

申請

必要なもの 年金手帳、印鑑、平成23年4月1日以降に取得した在学証明書または学生証

申請期間 ●平成22年4月～23年3月分…4月28日(木)まで ●平成23年4月～24年3月分…4月1日(金)～来年4月27日(金)

申請窓口 国保年金課、土崎支所、西部市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所

問い合わせ 国保年金課資格担当 ☎(866)2097

秋田年金事務所国民年金課 ☎(865)2399



お子さんがいるかたの障害基礎年金を加算

障害基礎年金を受給しているかたが、出生などによりお子さんをもうけた場合、障害基礎年金にお子さんの分が加算されます。

加算の対象となるお子さん

18歳未満のお子さん

(お子さんに障がいがある場合は20歳未満)

申請

4月1日(金)から国保年金課で届け出を受け付けます。お子さんの年齢などにより準備していただく書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。なお、障害厚生年金を受給しているかたや、配偶者の扶養家族になっている間の障がいにより障害基礎年金を受給しているかたは、秋田年金事務所へ届け出てください。

問い合わせ 国保年金課国保年金資格担当 ☎(866)2097

秋田年金事務所お客様相談室 ☎(865)2379

こんなときは14日以内に届け出を

◆印は届け出に必要なものです。★印の年金手帳は、お持ちのかたのみ持参してください。

加入	他の市区町村から転入したかたがいるとき ◆世帯全員の被保険者証 ◆印鑑 ◆年金手帳
	他の健康保険をやめたかたがいるとき ◆世帯全員の被保険者証 ◆印鑑 ◆協会けんぽなどの資格喪失証明書 ◆年金手帳 ◆お持ちのかたは厚生(共済)年金証書、福祉医療費受給者証
	生活保護を受けなくなったかたがいるとき ◆保護決定(廃止)通知書 ◆印鑑 ◆年金手帳 ◆世帯全員の被保険者証
脱退	子どもが生まれたとき ◆世帯全員の被保険者証 ◆印鑑 ◆世帯主の口座番号が分かるもの
	他の市区町村に転出するかたがいるとき ◆世帯全員の被保険者証 ◆印鑑
	他の健康保険に入ったかたがいるとき ◆国民健康保険と職場の被保険者証(世帯全員分) ◆印鑑 ◆お持ちのかたは福祉医療費受給者証
その他	生活保護を受けることになったかたがいるとき ◆保護決定(開始)通知書 ◆印鑑 ◆世帯全員の被保険者証 ★年金手帳
	亡くなったかたがいるとき ◆世帯全員の被保険者証 ◆印鑑 ★年金手帳 ◆葬祭を行ったかたの口座番号が分かるもの
	退職者医療制度に該当することになったとき ◆世帯全員の被保険者証 ◆年金証書 ◆印鑑
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき ◆世帯全員の被保険者証 ◆印鑑
	被保険者証をなくしたり破損したりしたとき ◆印鑑 ◆身分証明書 ◆破損した被保険者証
	修学のため他の市区町村に居住するかたがいるとき ◆世帯全員の被保険者証 ◆印鑑 ◆在学証明書(申請年度に発行されたもの)
	倒産・解雇などにより離職したかたがいるとき ◆離職したかたの雇用保険受給資格者証

■「被保険者証」は「国民健康保険被保険者証」のことです。

■同じ世帯に国保高齢受給者証をお持ちのかたがいる場合は、一緒にお持ちください。

■届け出が遅れると、さかのぼって課税される場合や、国保で負担した保険給付費を返していただく場合があります。届け出はお早めをお願いします。

届出の場所

- 国保年金課(議場棟1階) ●市民課 ●土崎支所
- 西部市民サービスセンター ●アルヴェ駅東サービスセンター ●河辺・雄和市民センター ●岩見三内・大正寺連絡所

問い合わせ

国保年金課給付担当
☎(866)2098

1、アルヴェ駅東サービスセンター、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所へどうぞ。

国保税について
聞きたいときは…



加入・脱退 ▼ 国保年金資格担当
☎(866)2097

保険税の内容 ▼ 賦課担当
☎(866)2099

納付の相談 ▼ 収納推進室
☎(866)2189